

参考資料

第1 事件の受付

被告法人の代表者の実名が商業登記簿上の氏名と一致しない場合には、記録表紙等に記載する代表者名は、実名と併せ登記簿上の氏名を「何某こと」と表示する。

第2 弁護人等

補佐人の届け出がなされた場合、上告趣意書差出最終日の通知及び上告棄却決定（写し）の送付については、弁護人（私選）の場合と同様の取扱いとする。

第3 上告趣意書差出最終日の指定、通知等

上告棄却決定謄本が検察官に送達され、外部的に成立した後事件確定前に、被告人側から提出された上告趣意補充書などは、本件記録に綴る。ただし、「本書面は、決定後に提出されたものである。」旨付記し、判断の前提になった書面でないことを明らかにしておく。

第4 送達・通知

被告人が外国人（国内に住居を有する者を除く。）である事件につき、当庁所在地に住居又は事務所を有しない者を送達受取人とする届け出がされた場合、有効な届け出として扱って差し支えない。送達受取人が弁護人か否かで区別することなく、有効な届け出として扱ってよい。

第5 裁判書

- 1 被告人の本籍・住居の表示は、以下のとおりとする。
 - (1) 本籍について、戸籍の記載が旧字体を使用している場合でも、常用漢字の新字体を使用する。ただし、地名の同一性に問題を生じるおそれがある場合には、個別に調査官に相談する。
 - (2) 入国者収容所に収容中の外国人被告人の住居の表示は、「○○入国管理センター収容中」とする。
- 2 法人の被告人について、原判決後、当審決定（判決）時までに法人の名称に変更があった場合、法人の現在の名称を記載するとともに、その上部に「旧商号○○○○」（商業登記の行われない法人の場合は「旧名称○○○○」）というように記載する。

第6 判決結果通知

当審で、原判決を破棄した事件を、原裁判所若しくは1審裁判所に差戻し又はこれらと同等の他の裁判所に移送する旨の判決があったときは、速やかにその旨を原裁判所に通知する。

第7 裁判の確定日

- 1 最高裁判所の刑事補償決定は、告知と同時に確定するものと解する。
- 2 非常上告事件につきなされた破棄自判判決は、判決宣告により確定するものと解する。
- 3 上告棄却決定に対する異議申立てが、異議申立て期間内に取り下げられた場合の上告棄却決定の確定日は、検察官に上告棄却決定が告知された3日以内を除き、被告人が異議申立てを取り下げた日に確定するものとして処理す

る。

第8 訴訟費用執行免除申立てに関する事務

甲、乙両被告人が上告を申し立て、甲が原審で上告を取り下げた後、両被告人に共通の記録が上告審に送付された場合に、甲から訴訟費用の執行免除の申立てがあったときは、従来どおり当裁判所が、刑訴規則295条の2第1項ただし書の「上訴裁判所」としてこれを処理する。

第9 判決（決定）訂正申立て事件

- 1 判決（決定）の訂正申立てについては、刑訴法366条1項の準用がある（注昭和41年4月27日第三小法廷決定刑集20巻4号332参照）。
判決（決定）の訂正申立てについては、取り下げができる。また、放棄もできる。
- 2 被告人の申立てによりなした判決訂正の申立て期間延長決定の効力は、弁護人にも及ぶ。

第10 上告棄却決定に対する異議申立て事件

- 1 上告棄却決定に対する異議申立てについては、上訴権回復に関する規定の準用がある（昭和57年(す)第19号同年4月7日第一小法廷決定・刑集36巻4号556頁参照）
- 2 異議の申立てについては、刑訴法359条の規定が準用されるので、放棄又は取下げをすることができる。また、被告人本人は、弁護人のなした異議申立てを取り下げができる。弁護人が放棄又は取り下げる場合には、書面による被告人の同意を得ることを要する。

- 3 刑事施設に収容されている被告人が異議申立ての放棄、取下げを行う場合、
刑事施設に収容されている被告人の上訴放棄、取下げの特則が準用される。

第11 勾留期間更新決定

- 1 控訴審判決後に初めて勾留状を発したものについて、当審の第1回目の勾留更新決定例文中の「かつ、第1審判決において被告人に対し禁錮以上の刑の宣告があって」の字句をそのままにした例と、抹消した例とがあるが、必ずしもこれを抹消する必要はない。
- 2 少年法17条1項2号の観護措置に引き続き検察官送致処分のなされた事件について、勾留更新決定に表示すべき「勾留の日」として、検察官送致決定の日を記載する。

上記の場合、当初勾留状の発せられた事件であるときも、検察官送致決定の日を記載する。

第12 保釈請求事件

保釈保証金の代納許可決定や有価証券又は保証書をもって保釈保証金に代えることの許可決定が保釈許可決定とは別個になされた場合、その謄本は、実務上検察官にこれを送達することを要しないものとして差し支えない。

第13 再審請求事件

再審事件で請求人の意見書を請求する場合、20日程度の期限を設けるのが通常である。

以上